

(19) 日本国特許庁(JP)

## (12) 特許公報(B2)

(11) 特許番号

特許第3643528号  
(P3643528)

(45) 発行日 平成17年4月27日(2005.4.27)

(24) 登録日 平成17年2月4日(2005.2.4)

(51) Int.C1.<sup>7</sup>

F 1

A 61 K 7/021

A 61 K 7/021

A 61 K 7/032

A 61 K 7/032

請求項の数 3 (全 8 頁)

(21) 出願番号

特願2000-302983 (P2000-302983)

(22) 出願日

平成12年10月3日 (2000.10.3)

(65) 公開番号

特開2002-114638 (P2002-114638A)

(43) 公開日

平成14年4月16日 (2002.4.16)

審査請求日

平成15年12月22日 (2003.12.22)

(73) 特許権者 000113470

ポーラ化成工業株式会社

静岡県静岡市弥生町6番48号

(74) 代理人 100100549

弁理士 川口 嘉之

(74) 代理人 100090516

弁理士 松倉 秀実

(74) 代理人 100089244

弁理士 遠山 勉

(72) 発明者 伊藤 延方

神奈川県横浜市神奈川区高島台27番地1

ポーラ横浜研究所内

審査官 福井 悟

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】パール感を有するメークアップ化粧料

## (57) 【特許請求の範囲】

## 【請求項 1】

ピンク色のアイカラーと、前記ピンク色のアイカラーの色の濃淡を変化させるべきアイカラーとからなり、該2種のアイカラーの色が互いに補色の関係にあるものであるアイカラーセットであって、前記ピンク色のアイカラーの色が、マンセル色座標に於いて、4.4～4.9 R P 5.8～6.4 / 3.6～4.2で表される色であり、前記ピンク色のアイカラーの色の濃淡を変化させるべきアイカラーの色が、マンセル色座標に於いて、4.6～6.6 1 B 6.3～6.8 / 0.9 0～1.1 0で表される色であり、何れのアイカラーも粉体全量に対して、パール剤を30～60重量%含有することを特徴とするアイカラーセット。

10

## 【請求項 2】

前記2種のアイカラーのうち、少なくとも1種が虹彩箔を25重量%含有することを特徴とする請求項1に記載のアイカラーセット。

## 【請求項 3】

マンセル色座標に於いて、4.4～4.9 R P 5.8～6.4 / 3.6～4.2で表される色であり、パール剤を30～60重量%含有するピンク色のアイカラーに、マンセル色座標に於いて、4.6～6.6 1 B 6.3～6.8 / 0.9 0～1.1 0で表される色であり、パール剤を30～60重量%含有するアイカラーを混合することを特徴とするアイカラーのピンク色の濃淡の変化方法。

## 【発明の詳細な説明】

20

**【0001】****【発明の属する技术分野】**

本発明は、メークアップ化粧料に関し、更に詳しくは、加法混色希釈に有用なメークアップ化粧料に関する。

**【0002】****【従来の技术】**

ファンデーション、リップカラー、アイカラーなどのメークアップ化粧料を用いて、顔の上に色のアクセントを置き、顔の表情や造作を美しく装うことは古代より行われてきたことである。この様なメークアップに於いて最も注力すべき事は、個々の顔の色が異なっており、この為、顔の色によって適切なメークアップ化粧料の色が異なるので、適した色を選択するか乃至は創出しなければならないことである。これは、アイカラーなどのポイントメークアップに関しては、更に顔の立体的な形状に適合させる要素も加わり、必要な色は極めて多様なものとなってくる。しかしながら、市場原理から個々に対応した色を作り出し販売することは極めて困難であり、これより、複数の色をセットにし、これを使用時に混合して使用するメークアップ化粧料セットとして対応することが通常行われている。この様なメークアップ化粧料セットの構成は、通常は明度の異なる同系色のセットが使用され、混合により明度を変え肌に適合させる手段が執られている。この様なセットを用いての色出しに於いては明度が変わるのでその色調のイメージは混合により大きく変わってしまう。明度を変えずに色相のみを変えるセットは望まれているにもかかわらず得られないのが現状であった。これは、粉体の混合が減法調色であり、混和により補色同士が黒の色を作り出してしまうからである。例えば、無色の粉体で色を希釈する方法もあるがこの様な混和では、表色粉体の光学的特性を損なうことが少くないからである。例を挙げてたとえるならば、肌の色に合わせるために混色を行うと、のっぺりした仕上がりになつたり、暗い仕上がりになつたりしてしまうような現象を引き起こすからである。

**【0003】**

一方、メークアップ化粧料に於いて、パール感を有する化粧料2種以上からなるメークアップ化粧料セットであって、前記メークアップ化粧料セットを構成する化粧料の内、少なくとも2種が、補色の関係にあることを特徴とする、メークアップ化粧料セットは全く知られていなかつたし、マンセル色座標に於いて、4.6~6.61B 6.3~6.8/0.90~1.10で表される色であることを特徴とする、メークアップ化粧料もマンセル色座標に於いて、4.4~4.9RP 5.8~6.4/3.6~4.2で表される色と、マンセル色座標に於いて、4.6~6.61B 6.3~6.8/0.90~1.10で表される色とを構成要素とするメークアップ化粧料も全く知られていなかつた。

**【0004】****【発明が解決しようとする課題】**

本発明はこの様な状況下為されたものであり、明度印象を変えずに色の濃淡を変える技術を提供することを課題とする。

**【0005】****【課題を解決するための手段】**

この様な状況に鑑みて、本発明者らは明度印象を変えずに色の濃淡を変える技術を求めて鋭意研究努力を重ねた結果、パール感を有する化粧料2種以上からなるメークアップ化粧料セットであって、前記メークアップ化粧料セットを構成する化粧料の内、少なくとも2種が、補色の関係にあることを特徴とする、メークアップ化粧料セットを組むことによりこの様な技術が可能であることを見出し、発明を完成させるに至った。即ち、本発明は、以下に関する技術に関するものである。

(1) パール感を有する化粧料2種以上からなるメークアップ化粧料セットであって、前記メークアップ化粧料セットを構成する化粧料の内、少なくとも2種が、補色の関係にあることを特徴とする、メークアップ化粧料セット。

(2) 補色の関係にある少なくとも2種のメークアップ化粧料が、何れも含有する粉体全量に対して、パール剤を30~60重量%含有することを特徴とする、(1)に記載のメ

10

20

30

40

50

ークアップ化粧料セット。

(3) 補色の関係にある少なくとも2種のマークアップ化粧料の内、少なくとも1種が虹彩箔を25重量%含有することを特徴とする、(1)又は(2)に記載のマークアップ化粧料セット。

(4) 補色の関係にある2種のマークアップ化粧料が、ピンクのマークアップ化粧料とブルーのマークアップ化粧料の組み合わせである、(1)～(3)何れか1項に記載のマークアップ化粧料セット。

(5) ピンクのマークアップ化粧料の色が、マンセル色座標に於いて、4.4～4.9 R P 5.8～6.4 / 3.6～4.2で表される色であり、ブルーのマークアップ化粧料の色が、マンセル色座標に於いて、4.6～6.6 1 B 6.3～6.8 / 0.9 0～1.10で表される色であることを特徴とする、(4)に記載のマークアップ化粧料セット。

(6) アイカラーであることを特徴とする、(1)～(5)何れか1項に記載のマークアップ化粧料セット。

(7) マンセル色座標に於いて、4.6～6.6 1 B 6.3～6.8 / 0.9 0～1.10で表される色であることを特徴とする、マークアップ化粧料。

(8) パール剤を30～60重量%含有することを特徴とする、(7)に記載のマークアップ化粧料。

(9) アイカラーであることを特徴とする、(7)又は(8)に記載のマークアップ化粧料。

(10) ピンクのアイカラーの加法希釈用であることを特徴とする、(7)～(9)何れか1項に記載のマークアップ化粧料。

以下、本発明について、実施の形態を中心に更に詳細に説明を加える。

#### 【0006】

##### 【発明の実施の形態】

本発明のマークアップ化粧料セットは、パール感を有する化粧料2種以上からなるマークアップ化粧料セットであって、前記マークアップ化粧料セットを構成する化粧料の内、少なくとも2種が、補色の関係にあることを特徴とする。ここで、パール感を有するとは、成形した化粧料の外観上に真珠用光沢を肉眼で識別できる程度に、真珠用光沢素材が含有されていることを言い、構成に言い換えれば、チタンマイカなどのパール顔料が粉体全体の20～70重量%、更に好ましくは30～60重量%をしめるような粉体含有化粧料のことを意味する。ここで言う、パール顔料としては、チタンマイカ、金属酸化物などを焼き付けたチタンマイカ、着色チタンマイカ、チタンセリサイト、虹彩箔、アルミニウム粉末、所謂グリッターと言われる樹脂積層箔小片及びこれらの表面処理物等が例示できる。更に、本発明の目的とする加法混色効果を得るには、補色関係にある2つの化粧料の内、少なくともどちらかが、この様なパール顔料の内、その30～70重量%、更に好ましくは40～60重量%を虹彩箔乃至はその表面処理物がしめることが好ましい。これは、虹彩箔によって発現した色を混和して得られた色は加法混色であるためである。ここで、加法混和とはカラーテレビに於ける色のように、補色を混和すると白色光になるような色の混和を意味し、これと対を為す減法混和とは、絵の具の混和のように補色を混和すると黒が現れてくるような色の混和を意味する。通常のマークアップ化粧料の調色は顔料の混和によって為されるものであり減法混和である。

#### 【0007】

本発明のマークアップ化粧料セットは、上記のごときパール感を有するマークアップ化粧料であって、補色の関係にあるものを含むことを特徴とする。かかる補色の組み合わせとしては、ピンクとブルー、赤と緑、黄色と紫などがあるが、これらの組み合わせの中では、ピンクとブルーの組み合わせを構成要素として含むマークアップ化粧料セットが好ましい。ここで、特に好ましいピンクとブルーの組み合わせとしては、マンセル色座標の表現に於いて、4.4～4.9 R P 5.8～6.4 / 3.6～4.2(ピンク)と4.6～6.6 1 B 6.3～6.8 / 0.9 0～1.10(ブルー)の色の範囲の組み合わせが

20

30

40

50

特に好ましい。又、前記ピンクの色が特にアイカラーに好ましい色であることからこれらのセットはアイカラーのセットして適用することが特に好ましい。又、前記ブルーのメークアップ化粧料は、ピンクのメークアップ化粧料の補色としての概念から作られたものであり、従前には知られていない色であった。又、この色を前記ピンクのメークアップ化粧料と混和させることにより、色のイメージを変えずに肌色に適合した色を創出することができる。言い換えれば、色イメージを変えずに色の濃淡を演出できる。

#### 【0008】

本発明のメークアップ化粧料セットを構成するメークアップ化粧料は、その剤形はメークアップ化粧料に適用されている剤形であれば特段の限定は受けず適用ができ、例えば、水性溶媒分散化粧料、オイルゲル化粧料、乳化化粧料、粉体化粧料などが例示でき、中でも本発明の特徴である、混和という作業に鑑みると、粉体化粧料乃至はオイルゲル化粧料が特に好ましく例示できる。この様な、本発明のメークアップ化粧料セットを構成する化粧料は、上記の条件以外には通常の化粧料に準じて作製することができ、その構成成分としても、通常の化粧料で使用されている任意の成分を構成成分として使用し、常法に従って製造することができる。この様な任意の成分としては、例えば、スクワラン、ワセリン、マイクロクリスタリンワックス等の炭化水素類、ジメチコンやフェメチコン、架橋型メチルポリシロキサンなどのシリコーン類、ホホバ油、ビーゼルワックス、カルナウバワックス、オレイン酸オクチルドデシル等のエステル類、オリーブ油、牛脂、椰子油等のトリグリセライド類、ステアリン酸、オレイン酸、リチノレイン酸等の脂肪酸、オレイルアルコール、ステアリルアルコール、オクチルドデカノール等の高級アルコール、ポリエチレングリコール、グリセリン、1,3-ブタンジオール等の多価アルコール類、増粘・ゲル化剤、酸化防止剤、紫外線吸収剤、有機色素などの色剤、防腐剤、二酸化チタン、酸化鉄、ゲンジョウ、紺青等の粉体等を例示することができる。

#### 【0009】

本発明のメークアップ化粧料セットは上記の補色関係にある少なくとも2種のパール感を有する化粧料以外に、それ以外のメークアップ化粧料を構成要素とすることができる。この様な任意の化粧料としては、他の補色関係にある2種の化粧料、従来の化粧料であって、使用部位が同じもの、前記必須構成要素の化粧料の仕上がりのニューアンスに変化を与えるようなものなどが例示できる。勿論、上記の必須の構成要素のみを構成要素とすることも可能である。これら、本発明のメークアップ化粧料セットを構成する化粧料は、同一容器中に収納され、極めて近傍に配置されが好ましく、例えば、同一中皿に充填しておくことが特に好ましい。これは、調色混和が行いやすい為である。

#### 【0010】

##### 【実施例】

以下に、実施例を挙げて、本発明について更に詳細に説明を加えるが、本発明がこれら実施例にのみ限定を受けないことは言うまでもない。

#### 【0011】

##### <実施例1>

下記に示す処方に従って、本発明のブルーのパール感を有する化粧料を作製した。即ち、イの成分をヘンシェルミキサーで混合し、0.9mmの丸穴スクリーンを装着したパルベライザーで粉碎し、これをヘンシェルミキサーで混合しながら、口をコーティングし1mmヘリングボーンスクリーンを装着したパルベライザーで粉碎し、金皿に充填し加圧成形し、化粧料を得た。このもののマンセル色座標は4.67B 6.36/0.98であった。

イ

虹彩箔（青）	2 8	重量部
チタンマイカ	2 0	重量部
アルミニウム粉末	5	重量部
架橋型メチルポリシロキサン	6	重量部
ナイロンパウダー	1 2	重量部

10

20

30

40

50

セリサイト 19 重量部

口

青色 404 号 0.1% ジメチコン溶液 8 重量部

オレイン酸オクチルドデシル 2 重量部

【0012】

<実施例 2>

以下に示す処方に従って、本発明のブルーのパール感を有する化粧料を作製した。即ち、成分を 85 で加熱攪拌し、これを金皿に流し込み成形し化粧料を得た。このもののマンセル色座標は 6.61B 6.69/0.94 であった。

虹彩箔（青） 14 重量部

10

チタンマイカ 9 重量部

アルミニウム粉末 5 重量部

架橋型メチルポリシロキサン 6 重量部

デキストリン脂肪酸エステル 9.5 重量部

スクワラン 6 重量部

ジメチコン 32.2 重量部

フェノキシエタノール 0.3 重量部

ナイロンパウダー 12 重量部

青色 404 号 0.1% ジメチコン溶液 4 重量部

ソルビタンモノオレート 0.5 重量部

20

ビーズワックス 1.5 重量部

【0013】

<実施例 3>

下記に示す処方に従って、実施例 1 と同様に本発明のメークアップ化粧料セットのパール感を有するピンクのメークアップ化粧料を作製した。マンセル色座標は、4.56RP 6.3/3.7 であった。このものと実施例 1 の化粧料を組み合わせて、本発明のメークアップ化粧料セットとした。メークアップ専門家に、3人の肌色の大きく異なるモデルに対して、この化粧料セットを用いてアイマークをしてもらった。その使用性について、適切な色出しが容易か否かを指標に評価してもらった。結果は、色のイメージを変えないで色出しをすることが容易であると言う評価を得た。

30

イ

チタンマイカ 48 重量部

アルミニウム粉末 5 重量部

架橋型メチルポリシロキサン 6 重量部

ナイロンパウダー 12 重量部

セリサイト 19 重量部

口

赤色 202 号 0.1% ジメチコン溶液 8 重量部

オレイン酸オクチルドデシル 2 重量部

【0014】

40

<実施例 4>

下記に示す処方に従って、実施例 2 と同様に本発明のメークアップ化粧料セットのパール感を有するピンクのメークアップ化粧料を作製した。このもののマンセル色座標は 4.83RP 5.85/4.14 であった。このものと実施例 2 の化粧料を組み合わせて、本発明のメークアップ化粧料セットとした。メークアップ専門家に、3人の肌色の大きく異なるモデルに対して、この化粧料セットを用いてアイマークをしてもらった。その使用性について、適切な色出しが容易か否かを指標に評価してもらった。結果は、色のイメージを変えないで色出しをすることが容易であると言う評価を得た。

(ピンクのアイマークアップ化粧料の処方)

チタンマイカ 22 重量部

50

アルミニウム粉末	5	重量部	
架橋型メチルポリシロキサン	6	重量部	
デキストリン脂肪酸エステル	9 . 5	重量部	
スクワラン	6	重量部	
ジメチコン	3 2 . 2	重量部	
フェノキシエタノール	0 . 3	重量部	
ナイロンパウダー	1 2	重量部	
赤色 202 号 0 . 1 % ジメチコン溶液	5	重量部	
ソルビタンモノオレート	0 . 5	重量部	
ビーズワックス	1 . 5	重量部	10

## 【0015】

## &lt;実施例 5 &gt;

下記に示す処方に従って、実施例 2 と同様に本発明のメークアップ化粧料セットのパール感を有するピンクのメークアップ化粧料を作製した。このもののマンセル色座標は 4 . 8 6 R P 6 . 0 3 / 4 . 0 4 であった。このものと実施例 2 の化粧料を組み合わせて、本発明のメークアップ化粧料セットとした。メークアップ専門家に、3人の肌色の大きく異なるモデルに対して、この化粧料セットを用いてアイマークをしてもらった。その使用性について、適切な色出しが容易か否かを指標に評価してもらった。結果は、色のイメージを変えないで色出しをすることが容易であると言う評価を得た。

## (ピンクのアイマークアップ化粧料の処方)

20

チタンマイカ	1 7	重量部	
虹彩箔(赤)	5	重量部	
アルミニウム粉末	5	重量部	
架橋型メチルポリシロキサン	6	重量部	
デキストリン脂肪酸エステル	9 . 5	重量部	
スクワラン	6	重量部	
ジメチコン	3 2 . 2	重量部	
フェノキシエタノール	0 . 3	重量部	
ナイロンパウダー	1 2	重量部	
赤色 202 号 0 . 1 % ジメチコン溶液	5	重量部	30
ソルビタンモノオレート	0 . 5	重量部	
ビーズワックス	1 . 5	重量部	

## 【0016】

## &lt;実施例 6 &gt;

実施例 4 のアイマークセットについて、その演色性と色の創出の容易さをパネラーを用いた使用テストにより試験した。即ち、普段ピンク系のアイマークを好んで使用する女性より 17 名を無作為に抽出し、実施例 4 のアイマークセットと実施例 4 のセットの実施例 2 のアイカラーを下記に示すピンク系淡色のアイカラーに置換した比較アイカラーセットとを渡し、左右のどちらかを実施例 4 のセットで、その反対側を比較アイカラーセットでメークアップしてもらう使用テストを行った。テスト期間は 2 週間として、テスト終了後に演色性(色の発色性)と色の創出の容易性(肌色に対する色あわせのしやすさ；特に明るさの合わせ易さ。)とをどちらが良いかで判定してもらった。結果を表 1 に示す。これより、本発明のメークアップセットは演色性においても、色の創出の容易性においても従来のものより優れていることがわかる。

40

## (比較セット用の淡色ピンクのアイカラー)

チタンマイカ	2 2	重量部	
アルミニウム粉末	5	重量部	
架橋型メチルポリシロキサン	6	重量部	
デキストリン脂肪酸エステル	9 . 5	重量部	
スクワラン	6	重量部	50

ジメチコン	3 6 . 2 重量部
フェノキシエタノール	0 . 3 重量部
ナイロンパウダー	1 2 重量部
赤色 202 号 0 . 1 % ジメチコン溶液	1 重量部
ソルビタンモノオレート	0 . 5 重量部
ビーズワックス	1 . 5 重量部

【0017】

【表1】

10

項目	例数
<b>演色性</b>	
実施例4の方が良い	12
比較例の方が良い	2
変わらない	3
<b>色の創出の容易性</b>	
実施例4の方が良い	13
比較例の方が良い	0
変わらない	4

20

【0018】

【発明の効果】

本発明によれば、明度印象を変えずに色の濃淡を変える技術を提供することができる。

---

フロントページの続き

(56)参考文献 特開平11-193215(JP, A)  
特開平08-081334(JP, A)  
特開平07-309715(JP, A)  
特開2000-198716(JP, A)

(58)調査した分野(Int.Cl.<sup>7</sup>, DB名)

A61K 7/00-7/50